

西南学院大学大学院研究科規則

1971（昭和46）年4月1日
制定

第1条 この規則は、西南学院大学大学院学則により、研究科規則において定めることとされている事項及び西南学院大学大学院研究科（以下「研究科」という。）において必要と認める事項を定める。

第2条 研究科の授業科目及び単位数は、大学院学則第12条別表の定めるところによる。

第3条 各研究科において学生が修得すべき単位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法学研究科の博士前期課程においては、専修科目8単位及び選択科目22単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を選択科目22単位のうちに含めることができる。
- (2) 経営学研究科博士前期課程においては、専修科目10単位及び選択科目20単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を選択科目20単位のうちに含めることができる。
- (3) 外国語学研究科修士課程においては、共通科目から必修科目2単位、「研究方法論A（量的研究）」「研究方法論B（質的研究）」「研究方法論C（文学文化研究）」から2単位の計4単位、専門科目の各プログラムの一つから12単位、「特論演習Ⅰ」及び「特論演習Ⅱ」の4単位の計16単位並びに選択科目10単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書及び第2項に定める8単位以内の単位を選択科目10単位のうちに含めることができる。
- (4) 経済学研究科の博士前期課程においては、専修科目12単位及び選択科目18単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を選択科目18単位のうちに含めることができる。
- (5) 神学研究科博士前期課程においては、基礎科目4単位、展開科目又は実習科目から18単位及び特殊研究8単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を展開科目又は実習科目18単位のうちに含めることができる。
- (6) 人間科学研究科人間科学専攻博士前期課程においては、基礎科目4単位、展開科目18単位及び特殊研究8単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を展開科目18単位のうちに含めることができる。
- (7) 人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程においては、基礎科目から2単位、展開科目から38単位及び特殊研究8単位の合計48単位。
- (8) 国際文化研究科博士前期課程においては、専修科目10単位を含む専修部門の科目16単位及び選択科目14単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書及び第2項に定める8単位以内の単位を選択科目14単位のうちに含めることができる。

(9) 本大学院の科目等履修生として修得した単位は、8単位以内に限り、当該研究科委員会の審査を経て、前各号ただし書に定める8単位のうちに含めることができる。

(10) 博士後期課程においては、各研究科の定める研究指導12単位及び博士後期課程の講義科目2単位以上を修得しなければならない。

第3条の2 教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が本大学院に入学する前に、本大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

2 教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

3 前2項の規定により認定した単位数は、合わせて20単位を超えない範囲で本大学院の課程修了に必要な単位数に算入することができる。

第4条 法学研究科の授業科目のうち、博士前期課程においては、演習を専修科目とし、博士後期課程においては、研究指導を専修科目とする。

2 経営学研究科、経済学研究科及び国際文化研究科の授業科目のうち、博士前期課程においては、演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究を専修科目とし、博士後期課程においては、研究指導を専修科目とする。

3 外国語学研究科の授業科目のうち、修士課程においては、特論演習を専修科目とする。

4 文学研究科授業科目のうち、博士後期課程においては、研究指導を専修科目とする。

5 神学研究科及び人間科学研究科の授業科目のうち、博士前期課程及び修士課程においては、特殊研究（演習）及び当該特殊研究担当者の特論を専修科目とし、博士後期課程においては、研究指導を専修科目とする。

6 学生は、前各項の専修科目のうちから1つを選び、自己の専修科目としなければならない。

第5条 学生は大学院担当の教員から1名の指導教員を定め、研究科長に申告しなければならない。

2 原則として、指導教員は第4条による専修科目を担当する教員とする。

3 指導教員の申告に際し、学生は当該教員の内諾をあらかじめ得ておかななければならない。

4 指導教員の決定は、研究科委員会において行う。

第6条 授業科目の単位修得の認定は、筆記又は口述試験若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

2 前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

第7条 授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。

2 前項の成績評語は、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) S 4.000より3.500まで
- (2) A 3.499より2.500まで
- (3) B 2.499より1.500まで
- (4) C 1.499より1.000まで
- (5) D 1.000未満

第7条の2 前条の成績評語に対して次に掲げるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のGPの平均（以下「GPA」という。）を算出する。

- (1) 4 成績評価 S
- (2) 3 成績評価 A
- (3) 2 成績評価 B
- (4) 1 成績評価 C
- (5) 0 成績評価 D

2 GPAは、修得した授業科目の単位数に、成績に応じたGPを乗じ、その総和を履修登録単位数の合計で除して算出する。なお、計算値は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までの数値を表記する。

[計算式]

$$4 \times S + 3 \times A + 2 \times B + 1 \times C / \text{総履修登録単位数 (Dの単位数を含む)}$$

3 学生への成績通知にGPAを記載する。

4 GPAの活用については、別に定める。

第8条 西南学院大学学位規則第4条に定める博士前期課程及び修士課程の学位論文及び同規則第14条に定める博士後期課程の学位論文を提出しようとする者は、その様式、提出期限等について、研究科委員会で定める規程に従わなければならない。

2 西南学院大学学位規則第22条に定める「論文提出による博士」の場合の取扱いについては、研究科委員会で定める。

第9条 論文審査及び最終試験については、西南学院大学学位規則の定めるところによる。

第10条 単位を修得した者が希望するときは、研究科長は修得単位証明書を交付することができる。

附 則

この規則は、1971（昭和46）年4月1日から施行する。

（昭和47年4月1日改正規則から2013（平成25）年4月1日改正規則までの附則は省略する。）

附 則

この規則は、2015（平成27）年4月1日から施行し、2015（平成27）年度入学生から適用する。ただし、第3条第1項(7)のただし書きのうち、経営学研究科博士後期課程の講義科目の単位については、2014（平成26）年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019（平成31）年4月1日から施行し、2019年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行し、2022年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行し、2023年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行し、2024年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行し、2025年度入学生から適用する。